

令和元年西原町地域活性化対策事業運営補助業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

この実施要領は西原町観光まちづくり協議会における業務を補助するための委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

(2) 業務名 西原町地域活性化対策事業運営補助業務

(3) 業務内容 別紙「令和元年西原町地域活性化対策事業運営補助業務仕様書」に示す内容とする。

(4) 業務期間 契約締結した日の翌日から令和2年3月31日まで

2. 業務に要する費用(提案上限額)

1,470,000円以内(税込み)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(提案上限額)を超越した場合は失格とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社または支社を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制に下にある団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (5) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを代表する。また、管理法人は、本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。
- (6) コンソーシアムの構成員が、単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

4. 提出書類

- (1) 会社概要(A4版任意様式)※1枚まで
- (2) 同等業務の実績(A4版任意様式)
- (3) 本業務の企画提案書(A4版任意様式10枚以内)
- (4) 見積書(A4版任意様式)
※詳細の費目に分けて作成すること。

5. 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書はA4縦、横書き、左綴とする。図、表等については、必要最小限の範囲で、A3サイズの折り込みも可とする。(10枚以内)
- (2) 提案は基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、提案協議に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。

6. 募集から受託者決定までのスケジュール

- (1) プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)の提出
令和元年8月22日(木) 17:00まで
- (2) 企画提案書等(企画提案書、見積書、会社概要、業務実績)の提出期限
令和元年8月26日(月) 17:00まで
提出部数:5部
- (3) 提出方法:持参(土日、祝祭日及び時間外は受付けない。)
- (4) 提出先:〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町役場建設部産業観光課内
西原町観光まちづくり協議会事務局
TEL:098-945-4540(内3304) FAX:098-945-4580

7. 質問の受付

- (1) 本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書を提出すること。
- (2) 提出期限は令和元年8月21日(水) 15:00までとする。
- (3) 質問書の送信は西原町役場産業観光課までFAXにて行うこと。

8. 企画提案書プレゼンテーションの予定日時

- (1) 日 時：令和元年8月29日(木) 10時30分(予定)
※開始時間は提案書の受理後連絡する。
- (2) 場 所：西原町役場 2階 防災対策室
- (3) 説明時間：15分
- (4) 質疑時間：10分
- (5) 出席者：3名以内

PowerPoint、スライド等を使用し、提案書の説明を行うことを可能とする。

※プロジェクター等の使用に関しては企画提案書提出時に申し出てください。

9. 評価基準

協議会事務局で構成するプロポーザル選定審査会を設置し、下記の項目について評価を行う。

- (1) 別紙「西原町観光振興計画策定業務委託仕様書」に示す「4. 業務の内容」を踏まえた提案となっているか。
- (2) 提案金額が適正な金額となっているか。

10. 審査結果の通知

企画提案書プレゼンテーション実施後1週間以内に、文書にて通知する。
なお、選定経過については公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

11. 提案者の失格

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合。
- (4) 審査に公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格と認めた場合。